

鳥羽市木造住宅耐震診断の流れ

対象

下記の①～④すべてに該当する木造住宅を鳥羽市内に所有の方

①昭和56年5月31以前に着工され、すでに完成している木造住宅

②延床面積の過半の部分が住宅の用途に供されているもの

③階数が3階以下のもの

④在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法の住宅(丸太組、プレハブ工法などは対象外)

1 木造住宅耐震診断等実施申込書を提出



2 鳥羽市から三重県木造住宅耐震促進協議会へ連絡



3 三重県木造住宅耐震促進協議会の診断員から 申請者様へ直接日程調整等の連絡



4 現地を診断員2名が訪問し診断

※平均2時間程度(建物の状態や大きさにより変動します)

必ず申請者様等の立会をお願いします



5 現地調査後、診断員が図面作成や計算等を行います



6 三重県木造住宅耐震促進協議会で判定会を開催し診断員が 作成計算した診断書を審査します



7 診断員が申請者様に診断結果等をお知らせします

※診断を受けた後、耐震補強設計・補強工事や除却工事の補助金を希望される方は
別途申請が必要です

耐震診断を受診しただけでは、耐震補強設計・補強工事や除却工事の補助金の
申込対象にはなりません